

31 生消取第 1065 号
令和 2 年 4 月 3 日

各共済事業実施消費生活協同組合
代表理事殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 33 号）が公布された旨、厚生労働省より通知がございましたので、お知らせします。

送付資料

- ・ 令和 2 年 3 月 24 日付社援協発 0324 第 1 号(写)
- ・ 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 官報

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話： 0 3 (5 3 8 8) 3 0 6 0

FAX : 0 3 (5 3 8 8) 1 3 3 2

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp